

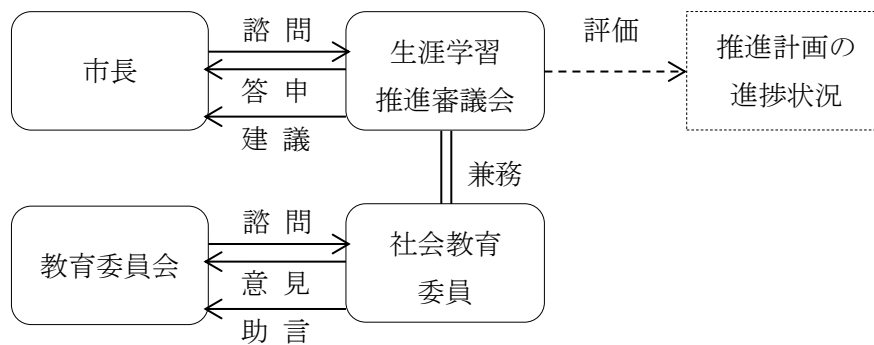
立川市生涯学習推進審議会について

資料 2

1. 委員定数 13名 (平成30年5月1日現在実数 13名)
(学識経験を有する者 5名以内、関係市民団体の代表者 5名以内、
関係行政機関の職員 1名、市民公募 2名以内)
2. 会議 基本は年5回程度、場所は立川市女性総合センター(アイム)を予定。
(平成30年度は年7回程度を予定)
3. 報酬 会長：14,000円/回 その他の委員：10,800円/回

4. 生涯学習推進審議会としての役割

- (1) 市民の生涯学習の振興を図るため、市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。
- (2) 生涯学習の振興に関する事項について、市長に建議することができる。
- (3) 生涯学習推進計画に基づいて事業がなされているかどうかを点検・評価する。
- (4) 各委員は社会教育法に規定する社会教育委員を兼務し、その職務を行う。



5. 社会教育委員としての職務(社会教育法第17条)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 - 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。